

## Ⅱ 医師の働き方改革と診療放射線技師法改正の経緯および改正の概要

児玉 直樹 公益社団法人日本診療放射線技師会副会長

2017年8月に「医師の働き方改革に関する検討会」が発足し、医師の時間外労働規制の具体的なあり方、医師の勤務環境の改善策等について、22回にわたって検討会で議論された。2019年3月に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会報告書」によれば、2024年4月から、勤務医の時間外労働上限を原則年960時間以下、救急部門や研修医などについては各医療機関に健康確保措置を義務づけた上で、特例的に年1860時間以下となる。また、医療は、医師だけでなく多様な医療専門職種との連携によりチームで提供されるものであり、医師からほかの医療専門職種への業務の移管（タスク・シフティング）や業務の共同化（タスク・シェアリング）を推進することにより、患者へのきめ細かなケアなどによる質の向上や効率的な医療提供を進めることが可能になるとの観点から、積極的にタスク・シフト/シェアを推進していくことになった。

### 診療放射線技師へのタスク・シフティング

タスク・シフティングに関しては、医療関係30団体に対して「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング」が実施され、日本診療放射線技師会においても2019年7月17日の第2回ヒアリングにて、診療放射線技師が実施可能なタスク・シフティングについて意見を述べている。そ

の後、2019年10月に発足した「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、6分野、286業務・行為について、①現行制度の下で実施可能な業務、②現行制度では明確に示されていない業務、③現行制度上実施できない業務の3つのグループに分類し、議論が交わされた。①および②に該当する行為については、範囲がきわめて広範であるが、今すぐにも取り組むことが可能であるため、実際に医師から他職種への移管が進めば、医師の負担軽減効果は非常に大きくなると期待できる。診療放射線技師の業務として特に推進するものとしては、「血管造影・画像下治療（IVR）における医師の指示の下、画像を得るため、カテーテル及びガイドワイヤー等の位置を医師と協働して調整する操作」「撮影部位の確認・追加撮影オーダー（医師の事前指示に基づく実施）」が該当する。

③に該当する現行制度上実施できない行為については、従来の業務の技術的基盤の上にある場合は、養成課程において必要な教育内容として明確化するとともに、すでに資格を取得済みの医療専門職については、法令による研修の受講の義務づけは行わない。しかし、通知により当該業務の実施に当たって追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを求めることとする。また、従来の業務の技術的基盤の上でない場合は、

養成課程において必要な教育内容を追加するとともに、すでに資格を取得済みの医療専門職については、法令により厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とすることとなり、研修の受講が義務化される。

2020年12月にとりまとめられた「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会議論の整理」によれば、診療放射線技師に対して法令改正を行いタスク・シフト/シェアを推進する業務は、表1のとおりである。法律に関する事項は、医師の働き方改革関連法案「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」として国会へ提出されるとともに、政省令事項については、順次改正を行っていくとされた。この議論の整理を受けて、2021年2月2日に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案が国会へ提出された。この法律案は、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し、医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる」ことを目的としている。各医療関係職種の専門性の活用の中に、